

品部考(下)

江里口隆信

三、B類品部について

上記A類に属する品部が発生的にみて日本的な古い流れを汲むものであるのに反して、この種の品部はいわば大陸の影響の顕著なものであると云える。この種類に属するものとして(1)服部・衣縫部・錦部・陶部、および(2)史部・蔵部等があげられる。(1)と(2)においては、その成因が大陸よりの新技術の導入と云う点において共通しながら、その内容は自ら異質のものがある。すなわち前者においては多分にA類の諸特徴を継承して従来の氏族制的品部の形態を踏襲しているのに対して、後者はそれらに見られなかつた新制度を齎らしたものであり、最初から内廷官司の性格を基調とし、極めて官司制的なものであつたことである。(2)についてはすでに平野邦雄氏の研究があるし、また本論としては(1)に重点を置くので簡単に触れ一、二の私見を附するに止め、主として(1)について述べたい。

(服部と呉服部)

姓氏録に大和・摂津・河内三国に服部連(河内は服連とす)

があり天御杵命および熯之速日命の後孫と伝えており、また河内諸蕃に呉服造百済國阿漏史之後とされている。この両系の服部氏の出自については、服部連が諸蕃の出であると云う反証もないから、およそ服部について二系の家があつたと考えてよさそうである。服部氏に神別・諸蕃の二氏が存したことは帰化系品部と日本系品部の生成過程を辿る上において興味深いことかと思われる。

服部は和名抄によると山城(山辺郡) 撰津(島上郡) 伊賀(岡拜郡) 伊勢(菴芸郡) 參河(八名郡) 近江(野州郡) 美濃(安八郡) 因幡(法美郡) 備前(邑久郡) 備中(賀夜郡) 備後(品治郡) 等に残り、式内社のうち服部関係の神社も大和(城下郡) 因幡(法美郡) 加賀(江沼郡) 伊勢(安芸・多気郡) 遠江(長上郡) 等に見られる。これらを直ちに服部の本居とみなすのは危険であろうが、前記のうち備中・美濃については奈良時代の戸籍・計帳類に服部の氏名を認めることができる。この他同様に記録上に残る服部の人名は隱岐知夫郡、佐渡³²などであるが、先の備中の例では服部首の姓が見え下級伴造の存在が窺われる。一般に服部の分布を見る

と東国・西海道・南海道には認められないが、その範囲は
かなり広く、この点では先のA類の繼承的なものである
う。と云うよりも服部連・服部首・服部と云う系統と併せ
見れば、本質的にA類の範疇に入れるべきであろう。とこ
ろで天武十三年⁽³³⁾の宿禰賜姓のうちに神服部連の名がみえ、
また同十二年⁽³⁸⁾の連賜姓では殿服部造の名がある。ハトリに
ついては姓氏録をみると服部連・呉服連・神服部連・殿服
部造の四氏があつたようである。神服部連については神宮
雜例集の嘉応二年解状に神服部連公俊正、神服部連公道尚
等が「：：以神部等遠祖天御杵命為司、以八千々姫為織女
：：。」と云い、大和神別服部連同祖を語っているので、や
はりこの系統らしい。呉服部については集解に品部として
七戸が織部司に上番することになつてゐるから呉服連との
關係が考えられる。

かようにハトリについて二つの系統が存在したことが明
らかであるが、それではこの二者の令制への移行過程は如
何なるものであつたか。資料的制約は明解を阻むが一つの
試論をこころみてみよう。結論から云えば、神服部は従来
の服部の系統をひくもので、神衣調製の職業的特性から神
服部の別名を生じたものであり、かつ服部の令制以前の職
掌形態はその中に遺存したものであらうと思ふ。一方呉服
部は帰化人系統のものであつて、それは令制の品部・雜戸
制の呉服部として以前の職業が繼承されたものであらう。
延喜式(踐祚大嘗祭)によると「凡神服者九月上旬、神祇官
差神服社神主人、給駅鈴一口、遣參河國、召集神戸、卜

定織神服長二人、織女六人、工手二人、訖率長以下十人、
將当國神服部所輪調絲十絢、帰向京齋場、先祭織屋、然後
始織：：。」とあり、この場合參河の神戸の中より長二人、
織女六人、工手二人を撰び神服の製作に当らせたが、その
際製服の材料は当國の神服部の輪する調絲をもつて充て
た。つまりこれは神祇官に上つて神服の製作に当るもの
と、その材料の貢納者が、別の集團から成つてゐることを
意味する。同じく式の伊勢皇太神宮の神衣織造の制をみる
と、「：右和妙衣者服部氏荒妙衣者麻績氏各自潔齋、始從
祭月一日織造：：。」となつており、神衣の織造者が服部・
麻績の負名氏によつてゐることが注意される。さらに同じ
皇太神宮の九月神嘗祭には大神宮の御衣三疋は「禰宜預五
月収封戸調絲、潔齋所織備：：。」と云つており、この場合
調絲は伊勢の封戸が納めたものであることが知られる。以
上のことからして踐祚大嘗祭では宮内神服神社の神戸から
織造者が選ばれ、それが負名氏ではないが調絲は国内の神
服部が納めてゐる。また伊勢皇太神宮では神衣の織造は負
名人の職として定められ服部・麻績の両氏が當つており、
そこに一つの変化過程が窺われるようである。つまり大化
以前において例えば中央の忌部氏と忌部の如く忌部が神事
に關する職能に従ひ造殿・造和幣等の材料を供給したと
等しく、かつて伴造たる中央の服部氏は服部を率い、衣服
の製作に従つたものであらうが、式の制度では伴造と部民
との關係は解消し、伊勢においてはいわゆる令の番上官的
トモとしてのみ残り、大嘗祭では材料の貢納民としてわず

かに令制以前の品部としての面影を留めているのである。要するに部民的立場から解放されながらも原絲の輪調と云う公民的立場に前代の職能を残しているのである。

呉服部は先にも少し触れた如く、令制では大蔵省織部司の染戸のうちに「呉服部七戸年料毎戸小綾二疋令織、為品部取調免徭役」として残っている。先の服部が大化以後公民に解放されたのに対して、呉服部は品部として織部司の染戸の中に残存しているが、他の帰化系部民と等しくかなり社会的地位の低いものであつたろう。ところで令制における呉服部は伴部をもたず直接官に附属するものである。かかる形態のものはC類において述べた鷹戸・船戸・菅戸等であるが、令前に継続する鷹戸と比考するに、上級の伴造を持たず直接官に番上するものが多く、その意味では当初より官司制的指向の強い品部であつたようである。

かように服部・呉服部の両者は、服部がより氏族制的品部(A類)に近いものであるのに比べて、呉服部は新来の帰化工人の品部として甚だ官司制的傾向が濃厚であつたと云える。しかし同じ職業部民としてありながら服部が後代迄氏族制的傾向を有していたことを想うと、帰化人系呉服部の成立がこの場合服部に対する影響も余り強力でなく、むしろ在来の服部の存在と別に新たな官司制的品部として成立したのではないかと思われるのである。

〔衣縫部〕

衣縫氏も姓氏録によると衣縫造(左京神別石上同祖神饒速日命後)と衣縫(和泉神別速日命六世孫伊香我色雄命之後)の二

氏及び^{キヌヒ}工造(右京諸蕃及山城諸蕃)の二氏があり、和系・帰化系二様の出自を伝えている。しかしこれら両系については先の服部氏のように明確ではなく、天武賜姓に内蔵衣縫連とあるほか衣縫造は漏れているし、記録に残る人名もわずかでそれも帰化系か否かさだかでない。集解注に「按応神天皇四十一年阿智使主奉詔往吳国、率工女呉衣縫、蚊屋衣縫祖等而来、是所以大蔵氏為衣縫造也」と云い、衣縫造は大蔵氏同系のものであつたように伝えている。

令制では縫部司に縫女部があり、伴註に「召京内婦女等、令裁縫耳」と云い、諸氏貢女の女孺のように有位者の子女という資格は定められていないが、古記によると得者の例に入ることもあつたらしい。しかし縫女部は采女・諸氏貢女などに比べると下位のものであつたことは申す迄もない。大化以前の衣縫部も職業的内容はこれと同様であつたろう。衣縫部には姓氏録の漢系以外に、応神紀十四年二月条に「百済国貢縫衣女、工女：：今来自衣縫之始祖也」と云い、百済系の衣縫部もあつたようである。また雄略紀七年条に吉備臣弟君が百済より還つて漢手人部・衣縫部・穴人部を献じた如く伝えているが、かかる工人は帰化人の来朝と共にしばしば定められたかと思う。雄略紀十四年条に漢織呉織と共に来朝した衣縫兄媛・弟媛が飛鳥衣縫部・伊勢衣縫部の先とされているのも同様の謂である。

さて、文献に残るところではこの衣縫部には帰化系が圧倒的に多く、むしろ姓氏録を除くと殆んど如上の帰化系であることが知られる。栗田寛氏は姓氏録考証においてわが

国古来の衣縫部があつたとされているが、直接これを覆えず反証はないまでも、この和系衣縫部がもしあつたとしても、それは帰化人系の衣縫部が成立するにつれて、その職能を交替させられたものと考えられる。つまり衣縫部は帰化人を主体とするものであつて、服部と呉服部がそれぞれ別個に官司制の中に残存したのに対して、帰化人系の衣縫部のみが早くより有力になり、令制への遺存も認められない。それは衣縫部が氏族制的品部としてよりは新来技術を以て朝廷に仕える品部であり、それ自身官司制的傾向をもつていたため、かかる技術が普及すると共に特定氏族の職業として定めるまでもなく、一般の能技者をもつてこれに代え得る性質のものであつたことによる。

〔錦部〕

錦部もまた姓氏録に錦部首（山城神別・物部目大連之後）錦織村主（右京及山城諸蕃・韓国人波怒志之後）および錦部連（河内・和泉諸蕃・三善宿弥同祖百济国速太王之後）と物部氏の出自を語るものと、漢・百済の出自を伝える帰化系とがある。仁徳紀四十一年条に錦部首許兄斯、雄略紀七年条錦部定安那錦、欽明紀三十一年条錦部首大石などの名が見受けられるが、いずれも帰化人系であり、山城神別錦部首が物部氏の出自を伝えているのも疑わしい。しかしここで注意されるのは、錦織造が天武賜姓で連姓を授かつていること⁽³⁹⁾で、姓氏録において漢系の錦部氏が賜姓に洩れたらしく錦部村主姓をとどめていることと対比して考えてみると、前者がこの時期において村主姓の錦部氏を凌ぐ勢力を有して

いたことを反映するものかと思われるのである。尚この連姓の氏は貞観九年四月（三代実録）に錦部連三宗麻呂および同姓安宗が姓惟良宿禰を賜り、「其先百济国人也」と記されているので、およそ百济系の氏族であつたものとみなされる。しかし彼等が百济近肖古王の裔孫と伝えている事実はともあれ、かなり古い時代の帰化人であることを物語るようである。

錦部の地名は和名抄に山城（愛宕郡）河内（若江郡・錦部郡）近江（滋賀郡・浅井郡）および信濃（筑紫郡）美作（久米郡）の五か国七郡に残っているが、奈良時代の文書からしてもほぼこの分布は裏付けられる⁽⁴⁰⁾。山背国愛宕郡雲下里神亀二年の計帳では数戸に戸主錦部直があり、恐らくこの地方の錦部の首長であつたものと思われる。太田亮氏は錦部造を總括的伴造として挙げられているが、かかる品部の地方的分布および直・首姓の氏名の存することはこのことを裏付け、それが古い氏族制的品部の統轄形態に準ずるものであることが知られる。

かかることからして錦部は、主として百济系帰化人の管掌する品部であり、漢系を名乗る錦部の成立はこれより遅れ、対抗勢力とはならずむしろ既存の勢力に抑えられたのではないかと考えられる。しかし令制においてはこの錦部は明確に残らず、呉服部と同じく織部司の品部として「錦綾織百十戸」とあるのみで、司に直屬し上級の伴部をもたないものとして記されている⁽⁴²⁾。錦部は品部としての成立はかなり古いもので、その統轄組織はA類と趣きを一にして

いるが、官司制への指向性と云う点では先の呉服部と同じくA類に比べて濃厚であつたようである。

以上服部・衣縫部・錦部について述べて来た。それ等の全般について云えることは、(1)中央の上級伴造が存在し、その下に地方的伴造さらに部民と云う統轄形態が存在し、この点においてA類の氏族制的品部とも云うべきものと類似していること、(2)しかしその氏族制的関係は必ずしも強固なものではなく、従つてA類において見られた私有部民化への傾斜は少なく、むしろ官司制的なものへの指向が濃かつたと見られることである。つまりこれらの品部はいわばA類の氏族制的な品部からしだいに官司制的品部への移行の一つの過渡的現象を示すものとも云え、井上光貞氏の云われる番上型品部の成立の前提をなすものかと考えるのである。このことは次に述べる史部や、C類の品部において一層顕著となつてくることであるが、この種の品部が他と区別さるべき点はかかるところにあるかと思ふ。

〔史部〕

太田亮氏は「社会組織の研究」で記紀・姓氏録などの資料から史姓六九氏を拾つておられるが、これらの諸氏は姓氏録および出自の判明する史姓廿一氏のうち田辺史・垂水史・御立史の三氏を除けばいずれも帰化系を称している。三氏についても果して皇別に属するものであつたか否か甚だ疑問で、史部の成立原因から考えてみておよそそれらが帰化人であつたとみなして差し支えないようである。

学令によると「凡大学生、取五位以上子孫及東西史部子為之：」と云い、集解注に「釈云、東西史部、謂居住東西、世習史部也、凡是史部、前代以来、或作史官、或為博士、摠賜史姓、東西文部亦是：」とあり、世々文職の官にあつたものである。しかし史と云うのは氏を示すものではなく一つの姓を云うのであつて、令制四等官サカンとしてその名残りを留めているが、古くより一つの職業を表わす姓として定まつて来たようである。雄略紀に「是月置史戸、河上舍人部」とあり、史戸が定められたと伝えられている。同じ条に続いて天皇の暴政を憎み世の人々大惡天皇とこれを誹謗する程であつたが、この天皇も「唯所愛寵、史部身狭村主青、檜隈民使博徳等也」と伝えていゝ。ところでここに出て来る史部と史戸であるが、両者の性質は自ら相違があるようである。つまり史戸とあるのは舍人部と対置してあるところからすると「べ」を指すと考えられるのに対して、史部の方は「べ」ではなく史の職に当るトモを意味するようである。井上光貞氏はこの史部について、(1)それが蔵部などと共しく上級伴造をもたず、(2)それ自身番上型の品部に於ける伴造にあたるものであることを明らかにされている(部民史論及び大化改新)。ここで井上氏は史部のトモの形態については述べられてはいるが、トモとべの關係については触れられていない。平野邦雄氏はこの關係について、舍人と舍人部、膳と膳部、あるいは采女と采女部が、べによるトモの資養關係によつて結ばれているとき、この点において蔵部・史部も同様であり、これを土師

部・忌部等の如き氏族制的品部と分けるべき基準とされている。⁽⁴⁴⁾ 同氏も指摘されている如く、史部のトモとべの関係が前項までに述べて来た海部・山部やあるいは服部・錦部と異り、トモによるべの私有的關係を基調としていない点で異質のものであることは認めねばならない。ただフヒトべの実体については不明な点が多いかと思うのでいささか私見を述べてみたい。

先に引いた雄略紀に「史部」の設置条で「唯所愛寵、史部身狭村主青……」とあつた。この史部身狭村主青が前の史戸のべであつたとは考えられず、この場合史部は後の史姓を持つトモに当るものであつたと思われることはすでに述べたところである。降つて統紀の元正天皇神龜元年二月条に外正八位上史部虫麻呂等が私稻を陸奥の鎮所に献納した功によつて外従五位下を授けられたとあるが、この史部虫麻呂が以前のトモであつたか、あるいはべであつたか、にわかに断定し難い。私はフヒトのべとして定められたと云う雄略紀の史戸はやはり史戸としたのではないかと考へる。備中国天平二年大稅負死人帳に都宇郡撫川郷鳥羽里戸主史戸置島および同戸史部玉亮、賀夜郡阿蘇郷磐原里戸主史戸阿遲麻佐がある。また姓氏録大和諸蕃桑原直条に桑原史戸とあり、統紀天平宝字二年六月条に桑原史年足等が奏請して同族数姓に分れるを同じく桑原直姓に改めた中に桑原史戸、史戸がある。一般に某史と記されるのが普通であるが、特にそれが史戸とあるのは、フヒトを出す戸と云うよりも、フヒトのための戸であつて、雄略紀の史戸に通じ

るものではなからうか。某戸と云う呼び方は、令の百済戸・狛戸・馬戸・葉戸などに見られるように比較的新しい用法であつたかも知れないが、しかしそれらにしてもいづれも品部制のべの遺制をひくもので、トモではないのである。そうすれば史戸はフヒトのためのべを意味するもので、トモとは異なるものと考へるべきであらう。ところでフヒトフヒトべは漢人―漢部の關係を暗示するものがある。備中国賀夜郷の史戸某をみるに戸主阿遲麻佐口西漢人部事无売とある。阿遲麻佐と事无売との關係は明らかでないが、当時の戸籍計帳類の記載の通例からすると戸主妻か戸主姉妹の兒、戸主孫あるいは姪ないしは寄口と云うことなどが考へられる。いづれにしても同一戸口にあつて生活を営むものであるが、⁽⁴⁵⁾元來東西史部が東西文氏を本としていたと云うことからしても、史戸と漢部とがかなり密接な關係を有していたかと考へられるのである。漢氏一族が職業部民のほか農業部民を有していたことは津田博士などが早くより指摘されているところであるが、蔵部・史部のべも恐らくかような性質のもので、馬飼部、漆部の如くべを率いてトモが官に上番すると云う形はとらず、べはフヒトの職と元來關係なくいわばフヒトの資養部民として存在したのであらう。かかる史戸は一面において私有部民的外形を装つているが、しかしA類における品部とも異なり、また一般の部曲とも相違していたであらう。つまり漢部の中の一定戸がフヒト資養のためのべとして定められたが、兩者の關係は、トモによるべの所有と云う關係よりも、べによ

るトモの資養と云ういわば同格的傾向の方が強く、しだいにそれは令制における封戸の性格を強めていつたかと思われる。備中の史戸と漢部の一例をもつてこのように断定するのは多少裏付けに乏しいが、一応かかる場合も存在したことの可能性を提唱しておきたい。

四、C類の品部について

この種の品部はいずれも令制へ明確な形で残つており、共通的特色として、(1)令制以前において上級伴造なく直接朝廷に奉仕するものであり、(2)令制ではすべて品部・雑戸制の中に残続して賤民として残されていることである。B類における品部が帰化系を主体としながらもお氏族制的品部の形態を踏襲していたのに対して、これらは令制への移行を容易ならしめる要素を多分に備えていた職業部民であつた。

〔馬飼部〕

令制では左右馬寮に馬部十人および飼丁、東官の主馬署に馬部十人があるが、これが以前の馬飼部の継続せるものであることは周知の通りである。集解の釈注によると左馬寮に飼造戸二三十六戸、馬甘三〇二戸があり、「右馬造戸等仕寮者、為伴部、免調雑徭、不仕者取調、其馬甘為雜戸、免調雑徭……」といつてゐるので、馬造戸と馬甘戸とがそれぞれ別の戸から構成されていることが知られる。平野氏も前引の論文で指摘されている如く、馬造戸は令制伴部すなわちトモノミヤツコで、品部制の伴造に通じるものであ

り、従つて令の伴部として番上するのは令前の品部において見られる馬飼首等（馬飼部の管掌者）である。つまり大化以前におけるトモへの管掌系統がそのまま令制の伴部（トモ）雑戸の形に受け継がれているわけである。

馬飼部は主として畿内に置かれていたようで、書紀に倭飼部（允恭紀四二・一一條）大津飼部（雄略紀二・一〇條）河内飼部（履仲紀五・九條）河内母樹馬飼（継体紀廿四・九）川内娑々羅及菟野馬飼（天武二・九條）八坂馬飼（國郡未詳天平五年計帳）及び播磨國賀古郡人馬養連（統紀天平神護元・五）等がみえ、また和名抄に參河國宝飯郡美甘、美作國真島郡美甘の地名がある。式の左右馬寮によると両寮あわせて山城國十一烟、大和國八九烟、河内國一五九烟、美濃國六烟、尾張國九烟の飼戸が置かれており、やはり畿内中心に編成されていることがわかる。馬飼部の統括者としては雄略紀（二三年條）に馬飼臣がみえ、継体紀（六・正）に河内馬飼首荒籠、同じく御狩（同廿三・四及廿四・九）欽明紀（廿二）河内馬飼首擲勝および馬飼首歌依（同廿三・正）孝徳紀（大化元・七）馬飼造等がある。太田亮氏はこの馬飼造を中央の総括的伴造とみなされているが、すでに井上光貞氏も指摘されている如く、この造姓はかなり新しいものと思われ、その初見も実に大化元年七月の馬飼造においてである。また継体紀に見える川内馬飼首は天武十二年九月に倭馬飼造・娑々羅馬飼造・菟野馬飼造等と共に河内馬飼造とあり連姓を賜わつていたのでおよそその後裔と思われる。つまり馬飼氏は倭・河内を中心として畿内各地に地名を負う某馬飼首

等があり、その地の馬飼部を統率して官に番上していたものらしい。一方べたる馬飼部は令制に雑戸として残っているのを見て、もいわゆる賤民階級に属するもので甚だ社会的地位の低いものであつた。統紀の天平十六年二月条に「免天下馬飼雜戸人等、因勅曰、汝等今負姓、人之所耻也、所以原免、同於平民、但既負之後汝等手伎如不伝習子孫、子孫弥降前姓、欲從卑品」とあつて、このときはじめて良に従わされるが、人の耻じる卑品であつたのである。書紀において初見される履仲紀の飼部黥面の廢止条にしても、同様に古來馬飼部が賤職視されていたことを物語る。

〔漆部〕

集解の古記注等によると「漆部廿人之中伴造七人、倭国經年役伴造為伴部、漆部為品部」とあり、前の馬部が大化以前の馬飼部の伴造を以て充てられたのと同様に、この漆部は伴部廿人の中七人迄が伴造を以て充てられている。この点馬飼部の令制移行の状態と同様である。漆部の地方的分布をみるに畿内では倭、山城（宇陀郡漆部郷一抄）、畿外では出雲、遠江、丹後等に在つたようである、ことに出雲の例では漆部直姓および漆部の名が認められ、また丹後では戸主漆君三使とあり、地方首長の名を表わすものと思われる。太田亮氏は摠括的伴造として漆部連をあげておられる。用明紀（二・四）に物部守屋大連側に漆部造兄および天武紀（十三・十二）の賜姓宿禰五十氏の中に漆部連が見られるが、両者の關係は明らかでなく姓も違うので、同一氏族ではないかも知れない。天孫本紀に宇麻志麻治命四世孫大木食命

の第三見宿禰漆部連等祖とある家系を示すようであるが、所詮摠括的伴造とみなしえないもので、あるいはこの漆部連は天武紀壬申乱に大海人皇子方に従つた難波吉士、大分恵尺等九人の輩の中に含まれる漆部友背（連姓ではないが）が家系であろうか。おそらく漆部友背の族が壬申の年功を賞されて宿禰姓を賜つたものであろうかと推測される。然りとすれば、この漆部連氏は新興の家系とも云うべきもので、漆部の摠括的伴造と認め難きものである。つまり漆部も摠括的伴造を持つたと考うべき明証なく、馬飼部と同様に各地の伴造に率いられて直接朝廷に分番上下したものであり、その遺制が令制において漆部司の伴部・品部制の中に残続したものと考えられる。しかし地理的な分布は馬飼部と異なり、出雲・遠江など畿外の遠隔地にまでわたつている。令制においてはこれが部分的に受け継がれ、倭国漆部の他、「外の漆部」も品部として役に従つたもののである。集解の古記等の注によると、倭国の伴造を伴部とし、漆部を品部とすることの他「泥障二戸、革張一戸、右二色人等、臨時召役、為品部、取調免徭役、限外漆部五人、泥障八戸、革張三戸、右三色人等為品部、取調免徭役、但漆部伴部並得考」としている。ここで難解なのは「外漆部五人」以下の文章であるが、注記の全文からするとこの項のはじめに引いた「漆部廿人之中伴造七人、倭国經年役伴造為伴部、漆部為品部、漆部十戸、經年毎戸役……」と云う「外漆部……」に続く前文は、倭国の漆部の伴造家の中から七人を伴部とし、その伴造の所管する漆部を品部と

したと云う意味と思われ、また「限外漆部五人：…」以下の一文は臨時召役の「泥障二戸、革張一戸」二色の品部と対比されるものであるが、この漆部五人は「外に漆部五人」であり、先の倭国伴造および漆部十戸とは別のものであることを意味するようである。五人はまた五戸の誤りかとも思われるが、いずれにしてもそれは漆部の分布が畿外にも及んでいることと比較すべきことかと思うのである。

漆部はかように地方ごとの首長のもとに統轄され上級伴造を持たないものであつたが、しかし官司制の整備にともない、地方首長よりも地理的に京兆に近い倭漆部造等が、しだいに漆部の主要な位置に就いてきたらしく、令制の中に倭国の伴造を伴部に任ずると云うことも、一面ではかかる事情を伝えるものと理解される。しかしそれが氏族制的品部（A類）において見られるような中央伴造的位置を意味しないのはもちろんである。

〔鍛冶部〕

兵部令造兵司雑工戸に鍛戸三七戸、甲作六二戸、軋作五八戸、弓削三二戸、矢作廿二戸、鞆張廿四戸、羽結二〇戸、棹刊二〇戸の八色があり、「自十月至三月、毎戸役一丁、為雑戸免調役也」とあり、また爪工一八戸、櫛縫三六戸、幄作一六戸の三色は「臨時召役、為品部、取調免徭役」と云つてゐる。すなわち鍛戸以下八色は雑戸に、爪工以下三色は臨時召役の品部として役に従うことになつてゐる。鍛戸はこの他、大藏省典鑄司、宮内省鍛冶司にあるが、典鑄司は造兵司より抽取され、鍛冶司には別に鍛戸三三八戸があ

つたようである。⁽⁵⁶⁾延喜式によると木工寮鍛戸は左京一九、右京五八、大和一〇二、山城一〇、河内四六、摂津五八、伊賀三、伊勢三、近江四四、播磨一六、紀伊一三、計三七二戸となつてゐるが、大部分が畿内諸国に置かれていたことがわかる。

鍛冶部は、綏靖即位前紀に、神渟川耳尊（綏靖）と兄神八井耳命が弓部稚彦に弓をつくらし、倭鍛冶部天津真浦に磨鎌を造らせ、矢部に箭を作らせたと云う記事があるが、無論そのまま信用しえない。また垂仁紀（卅九・十條）に河上鍛冶が大刀一千口を作つて石上神宮に奉納したことが伝えられているが、この鍛冶を職とする工人が古墳時代より存在していたことは事実であらう。しかし鍛冶部の成立をいづれの時期に置くかは早断し難く、やはり帰化人系の職業部民の発生の時期あたりに求めるのが至当のようである。鍛冶は上引の如く書紀には古来の鍛冶があつたように記録しているが、後世この鍛冶部の主体となつてゐるのは何と云つても帰化人が圧倒的であつて、先の典鑄司の雑工戸にしても古記注は「抽取造兵司部人、及高麗・百濟・新羅雜工人配之」と三国帰化人が鍛冶戸の雑工戸に含まれてゐたことが知れるし、さらに統紀（養老六・三）に近江・丹波・播磨・紀伊の諸国の鞆鍛冶首などの名が見られるので、式の木工寮鍛冶戸の分布と比較されるのである。

ところで令制の鍛冶戸等の雑工戸であるが、造兵司では雑工部廿人「謂此取雑戸而充之、其鍛冶司鍛冶部、土工司泥部等、如此類者、皆自鍛戸、泥戸内而取之、但戸内无人

者取他氏」とされ、先にみた馬部・漆部がかつての伴造の戸内より伴部として任命されたのに対して、これは雑工戸の中より伴部が任命されることになつてゐる。つまり前者においては、大化以前のトモーベの關係が令制に引き継がれ、伴部・雑戸・品部の關係に置き換えられたのと、甚だ趣きを異にしているのに氣付くのである。平野氏は、冒頭にも紹介した如く、かかるトモがべより選ばれるものを、トモとべが従来の伴造―品部の關係に置きかえられたものより新しい形式のものであり、後者より前者への移行を官司制への一般的移行過程とみなされてゐる。確かに鍛冶部はかかる見解を助けるものであらう。

〔楯縫部〕

造兵司雑工戸として楯縫三六戸があり、臨時召役の品部として役に従うことになつてゐる。楯縫は和名抄に伯耆久米郡立縫、出雲能義郡楯縫および同楯縫郡楯縫の三か所が残り、また式内社に常陸信太郎楯縫神社(祭神経津主神)丹波水上郡楯縫神社(祭神彦狭知命)同国多紀郡川内多々奴比神社(祭神彦狭知命)但馬養父郡楯縫神社(祭神彦狭知命)同気多郡楯縫神社(祭神彦狭知命)等があり、楯縫部の關係地を示すようである。兵庫寮式では、踐祚大嘗祭の神楯四枚を丹波楯縫氏が造ることになつており、丹波楯縫氏の存在が確かめられる。楯縫部も大化改新以前において中央伴造がなかつたらしく、文献上徴しえない。令制においてもトモーベの系統を示すものはなく、前の鍛冶部同様に伴部はべの中から選ばれることになつてゐる。このことは楯縫部

が各地にそれぞれ一人の首長を中心に独立的に品部の集団を形成してゐたことを意味するようである。かかる形態の品部が、例えば先の鍛冶部にしても、あるいは矢作部にしても、その成立の時期はかなり古いものとみなされるにもかかわらず、より容易に官司制的な工人に転化しえたのは、一面ではそれが純粹に技術的職業部民であつたからとも云えるが、今一つはトモーベの私有的關係が稀薄であつたことが官司制化への大きな力となつたかと考えられる。なお楯縫部については、楯そのものの用途上の変化が、楯縫部の性格を変化させた要因でもあつたようである。申す迄もなく楯は元來実用的な武器であり、古くは鉄(石上神宝の如き)あるいは皮、木などで作られたようであるが、その実用的意義は少なくとも大化以後は急速に消滅の方向に向い、儀器的な性格を強めた如く思われる。これを裏付けるものは式における楯の製作用途のあり方である。木工寮で製作される楯は供神料楯となつており、また兵庫寮の丹波楯縫氏の貢納楯四枚も先にも触れた如く踐祚大嘗祭用の神楯であつて実用楯ではない。さらに兵部省諸國器仗の裝備目録にも、甲・劍等は認められても、楯は含まれていない。令の造兵司において製作された楯がいかなるものであつたか明らかでないが、延喜式における如上の状況を考えるに、そこにおいてもすでにかような用途的変化をさぎしてゐたと考えられる。さらに大胆に云えば、令制以前においても楯縫部の製作貢進する楯がしだいに儀器的な性格に向う傾向があつたのではないかと思ふのである。垂仁紀卅

九年条の十箇品部の中の楯部が、石上神宝の話に關係して伝えられ、神矢作部、神弓削部等の名からも推測される如く、神器製作部民の多いこともこの推考をたすけるものがある。もちろん令制以前いつごろから楯の用途的变化が起つたか確言し難いが、少なくともかような傾向が生じつつあつたことだけは充分考えられるところである。

〔鷹養部〕

令制鷹養部は兵部省主鷹司の所管であるが、集解古記注では「鷹戸十七戸、倭・河内・津、右経年毎戸丁役、為品部免調役」と云い、伴部なきものである。鷹養部は仁徳紀(四三・九)に依網屯倉の阿弭古が異鳥を捕えて珍しきためこれを天皇に献じ、天皇これを酒君に養馴させ、はじめて百舌鳥原で鷹狩を行なつたと云う話が伝えられており、是月甫めて鷹甘部を定めたと云うことになつてゐる。姓氏録不載姓氏に鷹戸一氏があるが、家系不明で鷹養部の統括者であつたか否か定かでない。鷹甘部の設置を仁徳紀に伝えているが、トモ一への以前における状態は窺い難いが、たとえそれが古い起源を持つ品部であつても、初めより官司制的性格が強く、トモのべに對する關係は猪名部や鳥養部などと等しく氏族制的關係の薄いものであつたかと思われ。そのような事情が反映して令制においても直接官に所属する品部として遺存したのであろう。

〔鵜養部〕

令制によると鵜飼部は大膳職の膳部に属する雑供戸で、「釈云、鵜飼三七戸、江人八七戸、網引一五〇戸、右三色

人等経年毎丁役、為品部免調雑備……」とあり、品部として官に上番することになつてゐる。姓氏録未定雑姓(和泉)に鵜甘部首とあり、武内宿禰男己西男栖宿禰之後と伝えている。しかし文献上和泉鵜甘部首の活躍は認められず、神武即位前紀に天皇の軍大和宇陀郡に到りし時「作梁取魚者」苞直担なるものが阿太鵜部の始祖也と云い、また同即位前紀に磯城彦討伐の話があり、この時天皇の御歌として「：鵜養が徒、今助に来ぬ」と云う一節が詠まれている。

これらの話は古事記にもあるが、時代的信憑性はしばらくおくとしても、阿太鵜養部の実存せることを物語るものである。和名抄には御野国方具郡鵜養郷あり。また大宝二年の同国各務郡戸籍に戸主酒人部意比妻鵜養部目都良売があり、美濃に鵜養部が置かれていたことを確認できる。

井上光貞氏は鵜養部を貢納型品部として分類されているが、氏がこの種の品部の特徴としてあげられる中央伴造に鵜養部首をおくことはいささか疑問であり、むしろこれは鷹甘部・鳥養部と等しく、上級の伴造を持たずして地方的な伴造に率いられて直接官に所属する形態の品部と解する方が妥当のようである。阿太鵜養など地方的にかなり有力なる氏族であつた如く扱われているが、阿太鵜養部が諸国鵜養部を統率したと云う明証がないし、それがまた姓氏録に記された鵜養部首の先であると断定することもできない。

続紀天平十七年九月条によると、天皇不予なるため諸国所有の鵜鵜を放生せしことがあり、鵜は当時諸国において

飼養され漁に用いられていたことがわかる。三代実録仁和三年五月条には「大宰府年貢之鷓鴣鳥」とあり、大宰府より鷓が貢納されていたようである。この貢納された鷓がどこで飼養されていたか判明しないが、おそらくこれは鷓飼戸において飼養されたものであろう。令制の鷓養戸は大膳職にて調理されるアユなどの川魚を納めたものであろうが、同時に貢納された鷓の飼養をも職としていたに違いない。

〔猪名部と工部〕

猪名部については、応神紀卅一年八月条に武庫水門に集められた諸国貢船五百艘が、新羅調使の止宿せる館からの出火で類焼したため、新羅王恐懼して能匠を献じて罪を謝したが、この時の工匠が猪名部の始祖であると云うことになつてゐる。猪名部が木工の匠であつたことは前の応神紀や雄略紀(二二・一〇、一三・九)など木工に関するものであることから断定できるが、その品部としての実体は不明な点が多い。令制では木工寮に工部廿人とあるが、その選定は雑色白丁貴賤を限らず知工者を以て充てたものであり、大化以前の猪名部の残制を認めることはできない。

姓氏録に猪名部造(左京神別)伊香我色雄命之後とある他、摂津諸蕃(百濟)に為奈部首及び未定雑姓(摂津)に為奈部首、伊香我色雄命六世孫金連之後と三氏あり、諸蕃と神別の異なつた出自を伝えている。雄略紀(十八・八)伊勢朝日郎子征討の条に「物部菟代宿禰所有猪名部」を奪つて物部目連に賜わり、朝日郎子誅殺の功を賞したことが記さ

れている。これは猪名部が物部氏に隸していたことを示すが、先の猪名部造および為奈部首が伊香我色雄命之後を稱するようになったのもおそらくこの辺の事情によるものと思われ、猪名部はもともと帰化系であらう。式内社に伊勢国員弁郡猪名部神社がある。伊勢の朝日郎子に關して猪名部が語られているのもこの員弁郡と猪名部との關係を窺わせるものであるが、統紀神護景雲三年五月条に伊勢国員弁郡人猪名部文麻呂があり、また貞觀十二年二月參議從三位春澄朝臣善繩の薨去を伝え、本姓猪名部造、伊勢国員弁郡人なり(三代実録)とあるので、伊勢国員弁郡が猪名部造氏の本貫であつたものと考えられる。

伴造たる猪名部造氏については以上のことが知られるが、初めに述べた如く令制にはトモとしての工部のみが存し、べは附かないのである。それもまた特に猪名部の負名氏とせず一般から広く選ばれたのであつて、トモもべも共に令制では解消している。かかる形のは画工司の画部と同様であるが、そこから知られることは猪名部が元來トモの私有的性格のものでなく、トモーべの別ち難いいは同族的結合によつて構成され、かつ当初より能工の特技を以て朝廷に仕える官司制的工人の性格を有するものであつたと云うことである。

〔画部〕

まず令制の画部をみるに、中務省画工司に画部六十人とあり、集解穴注に「画部六十人謂識画也、然則識画之人六十四人而已」としている。画部が馬寮の馬部・馬甘や漆部

司の漆部と異なる点はトモへの系統が全く認められないことである。さらに雑工部・犬養部と異なる点はそれ自身伴部であることである。画工司には画部の上に画師四人が置かれているが、跡注は「若画師有闕者、取友造六十内補耳：：」とあり、画師は画部の中から補任され、画部はすなわちトモノミヤツコと呼ばれていたことが知られる。

画部はべを有さないトモとして画工司に属しているのである。かかる形のものはおそらく発生的にも新しく、大化以前に極めて官司制的な性格を持つ品部として現われたものかと思う。雄略紀七年に來朝した新漢陶部高貴、鞍部堅貴等と共に画部因斯羅我の名が見られるが、左京諸蕃大崗忌寸条に「出自魏文帝之後安貴公也、雄略天皇御世率四部衆歸化、男竜一名辰貴善絵工、小泊瀬稚鷓鴣天皇善其能、賜姓首、五世孫勤大老惠尊亦工絵才、天智天皇御世賜姓倭画師：」と伝え、雄略紀の記事と符牒する。雄略期と云えば五世紀後半に当り、王辰爾以降新しい歸化人の來朝盛んなる時期でもあるので、新しい技術を持った新來歸化人を中心として官司制的な画部の成立をみたすることも強ち失当ではないようである。

× × ×

以上C類の品部として馬飼部以下画部に至る八種の品部について述べてきた。それらの令制における実情をみる場合、ある種のものには雑戸・品部としてそれぞれの官に所属し、またある種のものには以前のトモへの關係を繼承しているものもあり、必ずしも同様でなく、むしろ甚だ異なつ

た形で存続していることに気付くのである。平野邦雄氏は先にも述べた如くこれらを三形に分ち、(a)馬部・漆部の如く令制伴部が以前の伴造から選ばれ品部・雑戸を率いて上番するもの、(b)百濟手部及狛部・雑工部の如くべの中からトモが充てられるもの、(c)画部・工部の如くそれ自身が伴部となつて品部・雑戸を全然附属しないもの、と云う分類を立て令制以前における(a)↓(b)↓(c)の原理的發展を説かれている。⁽⁵⁸⁾

しかしここで問題となるのは、以上の範疇に属さない二・三の品部の存在することである。すなわち主鷹司鷹戸、主船司船戸、管陶司管戸等はトモへの形態からすれば、トモなくべのみ独立して直接官に上番勤務するものであるが、画部・工部がトモとしてべを附属しないのとも、また馬部・漆部の如くトモへの系統明瞭なるものとも、さらにはべそのものが官人化しトモと称している雑工部等とも異なつていふことが明らかである。鷹戸については鷹養部の項で述べたが、船戸は主船司に直屬し、主に津国に置かれ集解の別記および釈注に「船守戸百戸、津国以十戸一番役、為品部免調役」とあり、津国百戸のうち十戸宛一番役に充てられていたことがわかる。また管戸は管陶司に直屬し、雑戸として上番勤務することになつている。鷹戸の場合をみるに、先に触れた如く書紀の仁徳朝と云うのはともあれ、大化以前の品部であつたには違いない。しかしその成立には歸化系品部の成立と關係があり、いわば大陸的影響の下に成立したものと考えられ、またその性格は、A・B

類の氏族制的なものでなく、当初より官司制的性格の濃いものであつたようである。伴造の存在を物語る明らかな資料のないのも恐らくその故であり、またこの部は鳥養部・馬養部と等しく官奴的なものであつたろう。かかる性質は一応他のこの種品部について云い得ることであろう。さてこれらは大化以前の部民制の系統をひくものであるが、かかる形態に組織されたのはおそらく令制の施行以後であつたろうと思われる。たとえば鳥養部江人・網引の如く、令制以前の鳥養部首―鳥養部、安曇連―海部と云うトモーベの支配系統が、令制で膳部―雑供戸と云う新しい關係に置き換えられたのと同じ事情であつたろうが、しかしその官司制への指向度と云う点では前者が強かつたことは云うまでもない。さればこの種の品部・雑戸は令制における先の平野氏の説と比較すると、(b)・(c)の中間に存すべきものであろう。しかし(c)と異なる点は画部・工部がトモとして残つているのに対して「ベ」として消存していることであるが、また官司制への発展過程からするとトモーベの名称のみ留めている(b)よりも新しい形であろう。

五、官司制への移行過程

以上においてA・B・C三類の品部について個々の類別的な検討を終つた。最後に総括的な意味でこれらの品部の官司制化への過程について述べておきたい。

若干の品部については令制への継続を断ちその職業部民的性格を失つたものもあるが、多くは何等かの形で令制へ

遺存せることは先にも見てきたところである。総体的に云うならば、A・B類においてはその遺存継続の程度は弱く、C類において最も顕著である。このことはC類の品部が元來官司制への傾斜が著しかつたのに対して、A・B類とりわけA類の品部は私有部民化―部曲化―への指向が強かつたことによると云える。別の表現をとればC類の品部は氏族制的統轄形態が薄弱であつたのに反して、A類等はこの形態が強固であつたと云つてもよい。すなわちA類は伴造―部民の支配組織が、他の一般部曲にも見られる如く血縁的擬制、同姓化と云う傾向によつて基礎付けられ、土師部・海部の如く広範な地域にわたつて部民を統括ないしは所有したのであるが、一方C類においては地方的な小単位の主として一地方伴造を中心に組織され、官に直屬すると云う形のものであつた。C類の品部が主として帰化人を中心に組織されているのは、この種の品部の成因が新しい大陸的制度の影響によることを考えさせるが、さればと云つて品部全般についてすべてかような外的要素をもつてその発生成立の原因と考えるのはいささか疑問である。四世紀後半以降、五世紀にかけて、大和勢力の伸長と共に大陸との交渉が行なわれてくるようになったのは事実であるが、しかしそれがすべての原因ではない。たとえばA類の品部は、その内面的な統合がむしろ日本的とでも云える關係―氏族制的關係―によつて基礎づけられているが、それは内面的成因によつて品部制の成立が促進されていたことを意味するものかと思う。このことはB類の服部・錦部にお

いて一つの傍証がえられるようである。服部は先にも述べたように和系・帰化系の二者によつて構成されていたとみられる品部である。服部連—服部は地方的伴造を中に介して構成されるA類に属すべきものであるが、一方、呉服部造—呉服部はむしろC類の馬飼部等に似るもので、中央伴造—地方伴造—部民と云う系統は認められず、令制の雑戸として残っていることは先述の通りである。また錦部は帰化人を主体として構成される品部であるが、その統轄形態はA類に準じている。つまり服部は帰化系の呉服部と併存しているが、大陸の官司制の影響は服部におよんでいないし、また錦部にしてもむしろ日本の品部の統轄組織を踏襲していると認められるのである。これはB類の帰化系品部が、大陸の官司制的な影響を、古来の品部に対して及ぼすこと少なかつたと考えさせるものであるが、他面C類は概して官司制的傾向が強く、大化以前においてすでに官に直属する品部で、中央の伴造（氏族）には隸かなかつた。服部等はいわばかかる官司制の品部の成立への過渡的な意義を持つ品部であつたと云える。

さてかかる官司制化への誘因は、C類の品部の成立すなわち大陸的影響を齎らした帰化人系品部の成立に俟つところ大きかつたことは従来も云われている通りである。如上のことから品部の官司制化への過程を原理的に云えば、A BからCへの発展が考えられるが、これはまた令制におけるおのの伴造および品部の遺存状態からもある程度推考することができる。今便宜上令制への継続状態と伴造・

品部のあり方から仮に左の分類をたててみよう。

(a) 負名官人型

土師氏、安曇氏、忌部氏等

(b) 伴部・品部雑戸型

(1) 馬飼部・漆部

(2) 鍛冶部・雑工戸等

(3) 鵜養部・江人・網引等

(c) 品部雑戸型

(1) 錦部・呉服部等

(2) 鷹養部・船戸

(d) 伴部 型

画部・工部等

(b)以下は平野氏の分類と重複するが、関係ある範囲で触れることにする。

(a)の安曇氏・忌部氏・土師氏については、二の項においてすでに述べたように、安曇氏は膳部氏と共に内膳奉膳に負名官として簡定され、忌部氏は踐祚の日に神璽の鏡剣を奉つることになつており、また土師氏は土部として凶礼を主宰する仕来りが残っている。それぞれ負名氏の世襲的職務を継承するものである。いずれも独立の官人として従来部民とは無関係に、いわばかつての中央伴造の諸氏がその職についており、衛門の門部氏、囚獄司の物部氏などと共に負名氏の官職はその起源が大化以前の伝統をひく世襲職である。ところで(b)の(3)の江人・網引、および(c)の(1)の錦部・呉服部であるが、前者は大化以前の安曇氏配下の海

部、後者は同様に以前の錦部・呉服部であることは明らかである。官司制の形態からすれば、(b)の(1)↓(2)↓(3)さらに(c)↓(d)への発展がより官司制的なものへの過程を示すが、海部・錦部など比較的官司制化の遅れた形態の品部が、進んだ形態の中に属しているのはどうしたわけであろうか。ここで注意されるのは、まずこれらの品部がいずれも以前の伴造との関係を絶つて新たに官司に編成されていることである。馬飼部・漆部が従来の伴造―部民の関係をそのまま令制官司の中に持ち込んでいるのに比べると、江人・網引および錦部・呉服部等はいずれも新たに膳部―江人・網引、織部司―染戸（呉服部）と云う官司制的系統を以て再編されている。つまり古い部民制的トモ―べの關係が改新によつて解消し、新制度をもつて置きかえられたことを意味する。それだけに成立時期が新しく、因襲的制度を打破して官司制化し得たとも云えよう。かように解釈すればAおよびBに属する品部が、令制において全然消滅したことも、また新しいより官司制的なものへ変化していることも理解できるであろうかと思う。(b)の(1)(2)の馬飼部・雑工戸および(d)の画部・工部については、C類品部で述べた如くであり、平野氏の説について多くの附説を必要としない。かくて以上の(a)(b)(c)(d)は、原理的には(a)↓(b)↓(c)↓(d)の発展過程を意味すると云えるが、ことに(a)と(b)以下の品部については、その成立時期についてある程度の相違を求めることができそうである。井上光貞氏もすでに「部民史論」において指摘されている如く、後者が帰化人を中心とする

品部から構成されている点において主としてこれら帰化人の帰化定住によつて促進された官司制的品部であつたと考えられるところから、帰化人の活躍の目ざましかつた五世紀以後にその発達期を求めめるのは一応妥当の見解かと思う。この意味で史部の制度的成立をほぼ雄略期以降において考へうることは、一連の帰化系品部の成立について一つの指標を与えてくれるものであろう。

(註)

- (34) 天平十一年備中国大稅負死亡人帳（都宇郡撫川郷鳥羽里服部首八千石）美濃国肩泉郡肩々里大宝二年戸籍（服部止己売）
- (35) 天平五年二月十九日隱岐国正稅帳（智夫郡郡司主帳服部在馬）等
- (36) 三代実録元慶三年十二月条（佐渡国大田郡人服牟志子売）
- (37) 天武紀十三年十二月条
- (38) 天武紀十二年九月条
- (39) 天武紀十年四月条
- (40) 山城国愛宕郡神龜三年雲下里計帳（戸主出雲臣広足妻錦部飯手売）、山城国愛宕郡計帳（戸主錦部直弥麻呂、川造安麻呂錦部直御富売、刑部智麻呂妻錦部首広羽売）、河内国若江郡錦部里戸主錦部連足国、錦部連乙麻呂（天平勝宝九年四月七日西南角領解・大日本古文書三）、続紀天平神護三年十二月（河内国錦部郡人錦部毗登石次等）、近江国天平十四年計帳（古市郷但波史奇口錦部息嶋等）、統紀延暦六年七月条（近江国浅井郡人錦日佐周興、蒲生郡人錦日佐名吉等）、信濃国入錦部氏女高橋朝臣文室麻呂（三代実録貞觀六年二月）
- (41) 太田亮氏著「日本上代の社会組織の研究」

(42) 令集解古記注「錦綾織百十戸、年料一人錦一疋、綾一疋令織、但貴錦一疋令織、錦機卅四枚、為品部、取調免徭役」

(43) 雄略紀二年十月条

(44) 平野邦雄氏「部に關する若干の修正的研究」九州工業大学研究報告第三号収載

(45) 雄略紀二年十月条

(46) 学令集解「古記云、東西史部子、謂倭川内文忌寸等為本……」にも明らかなごとく、史部が東西の漢氏を中心に構成されていたことは知られるところである。

(47) 太田亮氏著「日本上代の社会組織の研究」

(48) 井上光貞氏著「部民史論」

(49) 孝徳紀大化元年七月条

(50) 履中紀五年九月条

(51) 天平十一年出雲国大稅賑給歴名帳（出雲郡漆沼郡工田里、漆部直毛呂女、漆部直黒足口三人、漆部直恵志口漆部直麻呂、漆部直墨足口漆部直須果礼女、犬上里、漆部直玉手、漆部直族馬足、漆部直族邑麻呂口漆部金身女、出雲郡朝妻里出雲積首口漆部伊毛女）

(52) 天平十二年十二月二十日遠江国浜名郡輪祖帳（漆部牧夫、漆部百足）

(53) 天平勝宝元年十二月十九日丹後国司解「甲進奴婢事」、加佐郡漆君三使）大日本古文书三

(54) (51) 参照

(55) 太田亮氏著「日本上代の社会組織の研究」

(56) 宮内令鍛冶司鍛冶戸集解古記注「鍛冶戸三百卅八戸、自十月至三月、毎戸役丁、為雜戸免調徭」。尚この鍛冶司は大同年木工寮に併合されている。

(57) 平野邦雄氏「部に關する若干の修正的研究」11頁

(58) 平野邦雄氏「部に關する若干の修正的研究」

(59) 宮内省宮陶司（職員令集解）「古記及釈云、宮戸百九十七戸……為雜戸免調役」

(60) 関晃氏は「帰化人」において雄略紀の史部身狹村主青の記事をほぼ信憑し得るものとして「史と云う姓の制度は大たい五世紀後半の間に整えられたのではないかと考えられているが、四世紀後半以降の大陸交渉の経過からみて肯けることである。

（筆者は関西大学文学修士）

品部考

目次

一、問題の所在

二、A類の品部について

海部・土師部・忌部・山部・石作部・玉作部・倭文部・弓削部
△以上前号▽

三、B類の品部について

服部と呉服部・衣縫部・錦部・史部

四、C類の品部について

馬飼部・漆部・鍛冶部・楯縫部・鷹養部・鶴養部・猪名部と工部・画部

五、官司制への移行過程